

# 国民年金 だより

■問い合わせ先  
市民課 ☎40-5556  
栃木年金事務所  
☎0282-22-6074、4134

## 20歳になったら 国民年金

長い老後や万が一に備える

国民年金は、日本に住む20歳～60歳の方が加入する制度です。やがて訪れる長い老後や、事故などにより障がいをおい、生活の安定を損なうような万が一の事態に備え、20歳になったら、忘れずに国民年金の加入手続きをしましょう。

安心、基礎年金番号による一元管理

加入手続きをすると、基礎年金番号が記載された年金手帳が交付され、一生涯にわたってこの基礎年金番号によって、あなたの年金が管理されることとなります。国民年金の種別は次のとおりです。

### 【第1号被保険者】

学生、自営業、農業、フリーターなど（第2号、第3号被保険者以外の方）



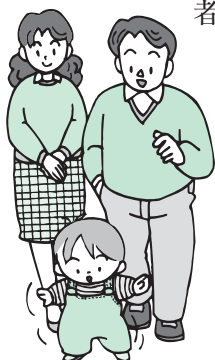
### 【第2号被保険者】

会社員、公務員など（厚生年金・共済組合などの加入者）



### 【第3号被保険者】

会社員や公務員などに扶養されている配偶者



よくある質問Q&A

## 支払いが難しい・・・ そんなときは「保険料免除」の相談を

Q 国民年金の加入手続きは、どこでできるの？

A 20歳の誕生日の前月末頃に、年金事務所より「国民年金加入のご案内」の文書が送付されます。届きましたら市役所市民課で加入の手続きをしてください。（国分寺庁舎・南河内図書館2階・石橋庁舎）

持参するもの・国民年金被保険者資格取得届書、印鑑

※第2号被保険者に扶養されている配偶者の方が20歳になったときは、第2号被保険者の勤務先を経由して第3号被保険者の加入手続きを行うこととなります。なお、20歳前に第2号被保険者となっている方は、20歳到達による届け出は必要ありません。

Q 毎月の保険料はいくら？

A 国民年金の第1号被保険者の保険料（定額）は、月額15,020円（平成23年度）です。

第2号被保険者は、厚生年金保険料の中から拠出金としてまとめて支払われます。

第3号被保険者は、配偶者の加入する年金制度が保険料を負担します。

Q 毎月15,020円は払えない・・・そんなときは？

A 経済的な事情で保険料を納められないときのために「保険料免除制度」があります。申請し、一定の基準を満たしていれば保険料が免除されます。学生の方には「学生納付特例制度」があり、30歳未満のフリーター等で納付困難な方には「若年者納付猶予制度」があります。申請により一定の基準を満たしていれば保険料の納付が猶予されます。詳しくは、市民課国保年金グループまでご相談ください。

Q 手続きせずに未納になると、どうなるの？

A 病気やケガで障がいが残っても、障害基礎年金を受けられない場合があります。

未納のまま2年を過ぎると、時効により保険料を納めることができなくなります。

### ●年金の詳しい情報は

日本年金機構ホームページ  
<http://www.nenkin.go.jp/>